

食品安全委員会の改善に向けて（概要）

（平成21年3月26日食品安全委員会決定）

I 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨

- 食品安全委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えた。食品に対する国民の信頼を揺るがす事案の発生、消費者庁設立へ向けた取組の推進など、諸環境が変化していく中で、委員会は、これまでの活動を点検し、次なるステップへ向けた取組を行うべき時期を迎えている。
- 委員会は、第248回会合（平成20年7月24日開催）において、これまでの活動実績を総括し、委員会業務や機能のあり方の見直しを行うため、「委員会の改善に向けた検討」を開始することを決定し、委員会及び各専門調査会における調査審議を経て、委員会の改善についての方策を取りまとめた。

II 検討に当たっての基本的考え方

今般の検討は、食品安全基本法に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である委員会として、どのような改革・改善に取り組んでいくべきかとの観点から行った。

また、現在の事務局体制で取り組める事項には限界があるため、当面の取組に併せて、事務局体制の整備等を踏まえた中長期的な取組の方向性についても検討した。

III 改善に向けた方策

関係者から寄せられた様々な意見等を基に論点を整理し、論点に沿って改善方策を取りまとめた。

1. 食品健康影響評価に係る改善方策

1) 評価全般に関する改善方策

- ・ 評価要請時におけるリスク管理機関からの適切な資料の提供の確保、複数の専門調査会に関連する案件の審議方法の改善、明らかに評価が不要な案件等の整理、ワーキンググループの設置による機動的な審議体制の確保を行うことにより、調査審議の効率化を図る。
- ・ GLPに適合した試験のデータを用いるなど、提出される評価データの信頼性をより一層高めるとともに、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう透明性の確保に努める等、調査審議の見直しを行う。
- ・ 中長期的取組の方向性として、過去の評価結果の一定期間後の再評価の実施、タイムクロック制（標準的な事務処理期間）の導入等について検討する。

2) 自ら評価に関する改善方策

- ・ 消費者等関係者の意見をより反映させるため、自ら評価案件を食品安全モニターから募集するなどの取組を行う。
- ・ 緊急の案件について、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施するなど、より迅速かつ柔軟な対応を行う。
- ・ 審議の状況や見通しの明確化を図るため、年1回程度、審議状況等を報告し、今後の取扱いを決定する。

2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策

- ・ 評価結果の通知後、施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて報告を求めるなど適切な対応を行う。
- ・ 食品安全モニターについては、これまでの食品安全に関する活動実績や今後の活動目標等も判断基準に加えて、選考できるようにする。

3. 情報提供に係る改善方策

- ・ 消費者等の関心が高い評価案件については、Q & A や理解に必要となるリスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を実施する。
- ・ ホームページ及びメールマガジンを見やすく、分かりやすいものとするとともに、季刊誌及びDVDについて読者・視聴者の声を参考にして改善を進める。
- ・ 消費者団体等食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、リスク評価、委員会の活動内容等の基本的事項の周知や意見交換等を行うことにより、きめ細かい連携を図る。
- ・ 地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体に対して、食品安全や委員会活動に関する記事の広報誌への掲載について働きかけ等を行う。

4. リスクコミュニケーション(意見交換会等)に係る改善方策

- ・ リスクコミュニケーションについては、メディア等との懇談、意見交換会、ホームページによる情報提供等を有機的に組み合わせることに留意しつつ、改善を進める。
- ・ 意見交換会については、関係者のニーズを分析して目的・目標を明確にし、これに合った多様な場を設定（消費者団体との共催、小規模なものなど）していくとともに、対象に応じた分かりやすい資料を作成する。
- ・ 地方公共団体やリスク管理機関の地方組織等と一層連携したリスクコミュニケーションを推進する。
- ・ リスクコミュニケーター育成講座等の受講者の活動状況やニーズを把握し、活動に必要な情報の提供を行うなど、地域での活動の支援に努める。
- ・ 国民の関心の高い案件についての意見・情報の募集に当たっては、評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。
- ・ 学校教育において、食品の安全について基礎的な知識を学習できるよう、教育機関・関係団体等との連携を促進する。

5. 緊急時対応に係る改善方策

- ・ 緊急時には、科学的知見や委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信する。

6. 委員会運営全般に係る改善方策

1) 業務基盤に係る改善方策

- ・ 職員の習熟度の向上等を図るため人事ローテーションの長期化等に努める。
- ・ 内閣府採用の職員の確保を図るため、当面、任期付職員制度の活用を進める。
- ・ 外部専門家の専門知識を活用するため、外部専門家とのネットワーク作りを推進する。
- ・ 研究機能の強化に向けて、調査研究費の確保を図るとともに、応募者の範囲の拡大に努める。
- ・ 中長期的取組の方向性として、事務局体制の強化が必要である。また、将来的に独自の研究機関を持つことも選択肢の一つとして考えるとともに、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討する。

2) 運営に係る改善方策

- ・ 消費者を始めとした関係者の意見等を聴き、委員会業務に反映させるため、幅広い関係者から構成される企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会における調査審議の充実に努めるとともに、国民からの意見・情報の募集方法の改善等を図る。
- ・ 委員会活動の継続的な改善を進めるため、業務管理の充実や事後評価の改善などを行う。
- ・ 専門調査会間の横断的連携を図る観点から、定期的に座長会を開催する。

IV おわりに

食品安全委員会においては、この改善方策を着実に実施するとともに、今後とも、消費者を始めとした関係者の意見等を幅広く聴き、委員会活動の継続的な改善を実施していく。

また、中長期的に取り組むべき課題については、その具体化に向けて更に検討を進める。

食品安全委員会の改善に向けて

平成21年3月26日

食 品 安 全 委 員 会

食品安全委員会の改善に向けて

(目次)

I	食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨	・ ・ ・	1
II	検討に当たっての基本的考え方	・ ・ ・	2
III	改善に向けた方策	・ ・ ・	3
	1. 食品健康影響評価に係る改善方策	・ ・ ・	3
	1) 評価全般に関する改善方策	・ ・ ・	3
	2) 自ら評価に関する改善方策	・ ・ ・	5
	2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策	・ ・ ・	8
	3. 情報提供に係る改善方策	・ ・ ・	10
	4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策	・ ・ ・	12
	5. 緊急時対応に係る改善方策	・ ・ ・	15
	6. 委員会運営全般に係る改善方策	・ ・ ・	16
	1) 業務基盤に係る改善方策	・ ・ ・	16
	2) 運営に係る改善方策	・ ・ ・	17
IV	おわりに	・ ・ ・	20

3. 情報提供に係る改善方策

(1) 現状

食品安全委員会では、科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かし、国民が過度の不安を抱いたり、社会的混乱が起こらないよう、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄について、適時適切に委員長談話等を公表してきた。

また、平成16年度からは、人の健康に悪影響を与える危害要因についてその時点における最新の情報をまとめた「ファクトシート」を作成し、公表してきている。

これらの科学的知見に関する情報を始め食品安全委員会から発信する情報については、ホームページ（平成15年7月開設）、季刊誌「食品安全」（平成16年7月発刊）、メールマガジン（平成18年6月配信開始）などを通じて周知してきている。

このほか、食品安全委員会では、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集、リスク評価の内容を分かりやすく紹介したDVDなどを作成し、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動などについて、国民の理解が醸成されるよう情報発信に努めてきている。

これらの情報発信については、食品安全委員会が発足して充実してきたとの評価がある一方、専門的で難しい、国民への浸透度が低い、ホームページ等の各種情報発信の手段がより身近なものとなるよう改善が必要などの指摘が寄せられている。

(2) 改善方策

① 分かりやすく、理解が深まる情報発信のための手法、内容の改善

- 評価書等は専門性が高いことから、消費者等の関心が高いものについては、引き続き、評価内容の理解の助けとなるQ & Aなどの作成を行うとともに、リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を行う。
- ホームページの掲載情報について、階層化を進めることによって、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成への見直しを行う。
- 食品安全委員会から発信する情報については、見やすく、分かりやすいものとするため、プレスリリース、ホームページ・メールマガジン掲載情報等について、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現について工夫を行う。また、食品安全委員会からの情報であることが認知しやすいよう、ロゴマークの使用などについて工夫する。
- 季刊誌やDVDについては、読者・視聴者等からの要請や意見等を参考にして、必要に応じて改善を図るとともに、意見交換会や講演等において使用するなど、活用の場の拡大に努める。

- 全国食品安全連絡会議※について、地方公共団体のニーズを踏まえ開催するとともに、食品安全に関する地方公共団体や地域の取組を集約し、各地方公共団体が相互に活用できるよう、情報提供を行う。

また、会議テーマに応じて関係省庁に出席を求める、関係省庁が開催する地方公共団体との会議に、必要に応じて、食品安全委員会が説明する機会の設定を依頼するなど、関係省庁との情報の共有と連携の強化を図る。

※ 食品安全委員会と地方公共団体との連携を強化する目的で、年1回、都道府県、保健所設置市、特別区の食品安全担当者を参集し開催している会議

② 関係機関・団体との連携の拡大

- 消費者団体、事業者・生産者団体、各種団体（栄養士、医師、獣医師、薬剤師等）、マスメディア、行政担当者、学校関係者、各種学会等の食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、リスク分析、リスク評価、食品安全委員会の活動内容といった基本的事項の周知、意見交換会、講師の派遣等によるきめ細かい連携を図る。

- マスメディア関係者に食品安全や食品安全委員会の活動内容についての理解を深めてもらう観点から、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会等を充実させ、情報共有と相互理解の促進を図る。

- 地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけ等を行う。また、これらの機関や団体が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に提供する。

さらに、委員会活動への理解を深める観点から、これらの機関や団体に対しメールマガジン読者登録の働きかけを積極的に行う。

- 委員長談話など食品安全委員会から発信する重要な情報については、都道府県や保健所設置市等へ速やかに情報提供するとともに、併せて都道府県から管内の市町村への情報提供を依頼するなど、地域住民への情報発信に資するよう努める。

③ 社会に発信されている不正確な情報への対応

- 科学的に誤っていることが明らかな情報や、誤りではないものの内容が不十分なため、受け手に誤解を与えるおそれがある情報については、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、食品安全委員会として、当該情報の訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う。

4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策

（１）現状

食品安全委員会は、各地で開催する意見交換会をはじめ、インターネット等での情報公開、印刷物や各種メディアによる情報発信・伝達など、あらゆる機会とコミュニケーション手段を用いて、リスクコミュニケーションを推進してきている。

特に、意見交換会については、リスク管理機関や地方公共団体と連携して、「我が国のＢＳＥ対策」、「魚介類等に含まれるメチル水銀」、「遺伝子組換え食品」など様々なテーマで、これまで３３３回実施した。（平成２０年１２月３１日現在）

また、食品安全委員会では、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、地方公共団体と協力して、平成１８年度から「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を、平成１９年度からは「食品の安全性に関するリスクコミュニケーション育成講座」を開催している。

そのほか、食品安全委員会では、リスク評価等に関する審議結果案について、国民からの意見・情報の募集を行ってきており、これまでの実施回数は４１１回にのぼる。（平成２０年１２月３１日現在）

これらのリスクコミュニケーション活動に関して、意見交換が一部の関係者との間のものになっている、双方向性に欠けているなどの指摘、育成講座受講者が地域でリスクコミュニケーションを進めるための支援や活躍の場を創設すべきとの指摘、食品安全委員会が行う意見・情報の募集の内容が難しい、意見等を出しにくいなどの指摘が寄せられている。また、食品安全に関する教育や学習の充実なども求められている。

（２）改善方策

食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションは、食品の安全性について正確かつ分かりやすく、双方向のコミュニケーションを行うことが基本である。そして、これらの活動が関係者の安心につながるよう推進することが重要である。その実施に当たっては、メディア及び関係者との懇談、意見交換会、ホームページによる情報提供などを有機的に組み合わせることに留意しつつ、以下の改善を推進する。

また、今国会に設置法案等が提出されている消費者庁が関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整を担うことから、消費者庁と効果的に連携してリスクコミュニケーションを推進する。

① リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善

- 意見交換会の実施に当たっては、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」に沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にした上で、これに合った対象、規模、内容、開催場所等について十分に検討し、多様な場の設定を行う。

〔例〕・消費者団体との共催によるもの

・サイエンスカフェなど小規模なものなど

この場合、食の安全ダイヤルや食品安全モニターからの相談や意見を基に関心事項等を分析して、リスクコミュニケーション活動に反映させるとともに、対象に応じた分かりやすい資料の作成に努める。

また、開催した結果についても、参加できなかった方も理解できるよう、分かりやすい情報提供に努める。

② 地方公共団体等との連携

○ 平成20年8月19日開催の第39回リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「地方自治体との協力」における当面の取組方向」に掲げた以下の事項について推進する。

a 基礎的知識を普及するための情報・資料の提供

リスクコミュニケーションの基礎づくりのために、リスク分析の考え方やリスク評価の基本となる科学的知見等について、地方公共団体等に対して今後とも分かりやすい啓発資料等の提供に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの方法等の最新の情報等を提供する。

b 人材育成

リスクコミュニケーションを効果的に展開するためにはリスク評価の理解が前提（必要）となることから、地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、コミュニケーションの基礎を理解しリスク評価に関する知識を有する人材を育成する。

c リスクコミュニケーションの共催や情報の共有

地域におけるリスクコミュニケーションをより一層推進するため、地方自治体と共催で意見交換会等を実施する。

d リスク管理機関の地方組織との連携

地方自治体との連携とともに、リスク管理機関の地方組織との有機的な連携についても、検討する。

③ リスクコミュニケーション推進事業の改善

○ リスクコミュニケーションを推進していく担い手となる人材の育成については、地方公共団体と連携して、意見交換を円滑に進めたり、科学的な情報を分かりやすく伝える能力の向上を図ることに重点を置き、以下の改善を推進する。

a リスクコミュニケーション育成講座等の受講者（以下「受講者」という。）について、定期的に活動状況の把握や要望及び意見の聴取を行い、受講者の活動をきめ細かくフォローする。

b 受講者に食品安全委員会の活動に関する各種情報の提供を行う。また、地域活動に活用できるリスクコミュニケーションツールの開発と受講者への提供を

行う。

- c 地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進する。

④ 意見・情報の募集の改善

- 国民の関心が高いと予想される事案について意見・情報の募集を行う場合には、引き続きリスク評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど、リスク評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。
- 意見・情報の募集に寄せられた意見等に関しては、引き続き、科学的に妥当なものはリスク評価書等に反映させる。また、委員会活動の改善等に関する意見等については事業の実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画や個別業務に反映させる。

⑤ 食育の推進等

- リスクコミュニケーションについては、食育を推進する観点からも取組を行っているところであるが、特に以下に留意して推進する。
 - a 東京で開催している「ジュニア食品安全委員会」について、地方開催の要請も踏まえ、地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会等を実施する。
 - b 学校教育において、食品の安全性についての基礎的な知識を学習できるように、訪問学習の受入れ、講師の派遣、簡易な教材の作成等を行い、教育機関・関係団体等との連携を促進する。

(3) 中長期的取組の方向性

食品安全委員会事務局内の職員等の能力開発や人材育成のため、コミュニケーションに関連する大学との交流・人的連携を促進する。

5. 緊急時対応に係る改善方策

(1) 現状

大規模又は広域にわたる食中毒が発生した場合には、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応することが必要である。この中で食品安全委員会は、国の内外から情報の収集・整理を行って事態を把握し、国民に分かりやすく情報を提供するほか、必要に応じてリスク評価を行う役割を担っている。

このような緊急事態の発生に備えて、食品安全委員会及びリスク管理機関は、緊急時における国の対応のあり方等に関するマニュアルを整備し、平時から緊急事態の発生に備えた体制を整備してきている。さらに、平成18年度からは、緊急時対応訓練を実施してきた。

また、平成20年1月30日に明らかになった中国産冷凍ギョウザ問題に際しては、「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合」における申合せに基づき、被害拡大防止、原因究明及び再発防止策について政府一丸となって取り組んだ。この枠組みをベースに、薬物混入事案のような関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案については、消費者行政推進担当大臣の下、各府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として政府一体となって対応する体制が整備された。

このような緊急時の対応について、食品安全委員会の役割をもっと明確にしたり、情報発信をもっと積極的にすべきとの指摘が寄せられている。

(2) 改善方策

① 食品安全委員会の役割の明確化

- 今国会に設置法案等が提出されている消費者庁に緊急時における司令塔機能を集約することから、食品安全委員会は緊急時における役割を科学的知見の提供等に重点化するとともに、消費者庁と効果的な連携を図る。

これに合わせて、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の緊急時のマニュアルの見直しを行い、緊急時における適切な対応を図る。

② 緊急時における情報発信のあり方

- 緊急時には、国民は事案による健康への影響に不安を抱くことから、食品安全委員会において、科学的知見や食品安全委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信する。

〔対応例〕

- ・ 初動において、原因物質等の科学的知見を速やかにホームページで公表
- ・ 緊急事態の社会的影響等も踏まえ、自ら評価等のリスク評価結果や委員長談話など科学的知見を公表
- ・ 特に国民に周知すべき情報である場合、地方公共団体等関係機関の協力も得てきめ細かく情報発信